

新駅設置に伴う交通結節点（まちづくり拠点）
の整備手法検討業務委託

一般競争入札説明書

（総合評価落札方式・入札後資格確認型）

平成25年9月18日

本説明書は、新駅設置に伴う交通結節点（まちづくり拠点）の整備手法検討業務委託にかかる一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものです。

1 入札に付する事項

- (1) 名 称 新駅設置に伴う交通結節点（まちづくり拠点）の整備手法検討業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から平成26年3月17日
- (3) 業務内容 新駅設置に伴う交通結節点（まちづくり拠点）の整備手法検討業務委託（別紙「仕様書」による。）
- (4) 入札方式 総合評価落札方式による一般競争入札とする。
競争入札参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、確認する入札後資格確認型とする。
- (5) 履行場所 箕面 西宿、船場 市内
- (6) 予定価格 予定価格は総額で定め、金14,021,000円とする。
（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を除く。）
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他関係法令に則ること。
- (8) 本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。

2 競争入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、本市により本委託業務に係る入札参加資格を有すると認められた者でなければならない。

条件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から落札決定の日までに条件を満たさなくなった者は、競争入札参加資格がないものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (4) 本入札の公告日から入札日までの間において、箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年9月1日施行）に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (5) 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。

- (6) 業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。

3 入札事務の担当課

〒562-0003

箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

箕面市総務部契約検査課（箕面市役所別館 6 階）

電話番号 072-724-6714～5

※入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が取得すること。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

4 入札の方法

(1) 入札書及び受託業務内訳書

入札者は、「入札書」（様式 1）に入札価格（消費税等抜き）を総額で記載の上、記名・押印しなければならない。なお、業務ごとに入札価格の内訳（消費税等抜き）記載した書類（以下「受託業務内訳書」という。様式 2）を添付して提出しなければならない。

(2) 提案書

入札者は、価格以外の評価項目の評価に必要な書類（以下「提案書」という。）に必要事項を記載の上、記名・押印して提出しなければならない。

(3) 注意事項及び禁止事項

- ① 入札書及び提案書の記名・押印は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑をもって入札しなければならない。ただし、当該名称で当該印鑑を押印した委任状を提出し、当該受任者が入札した場合は、この限りでない。
- ② 箕面市契約規則に規定する有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている受任者は、上記の定めにかかわらず、当該受任者の名称及び印鑑で入札することができる。
- ③ 入札者は、提出した入札書、受託業務内訳書及び提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 入札書及び受託業務内訳書には、見積もった金額の 100/105 に相当する金額（消費税等を抜いた額）を記載するものとする。

5 落札者の決定基準

(1) 配点

落札者の決定は、価格に関する評価点及び価格以外に関する評価点により行い、価格に関する評価に 100 点を、価格以外に関する評価に 200 点を配点する。

(2) 価格に関する評価

別紙「価格に関する評価点の算出方法」（資料１）に基づき点数化する。

(3) 価格以外に関する評価

別紙「提案書に関する評価項目一覧」（資料２）に基づき点数化する。

(4) その他

提出された書類等において、業務の履行内容その他市が必要と認めた事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めるときがある。当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

6 入札説明会

(1) 日 時 平成２５年９月２０日（金）午前１１時００分

(2) 場 所 箕面市役所別館６階 総務部契約検査課
箕面市西小路四丁目６番１号

(3) 参加申し込み

① 入札説明会参加申込書（様式２１）に必要事項を記入の上メールで送信すること。

② 申込期限：平成２５年９月１９日（木）正午まで（必着）

③ 送信先アドレス：machidukuri@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「入札説明会参加申込書（事業者名）」とすること。

(4) 入札説明会への参加は、１者２名までとする。

(5) 入札説明会当日は、説明資料を配布しないので、市ホームページから必要なものを印刷し持参のこと。

7 質問書に関する事項

(1) 公告、入札説明書、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書（様式２２）に必要事項を記入の上、メールで送信すること。

(2) 質問書の提出期限：平成２５年９月２４日（火）午後５時まで（必着）

(3) 送信先アドレス：machidukuri@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「新駅設置に伴う交通結節点（まちづくり拠点）の整備手法検討業務委託入札質問書（事業者名）」とすること。

(4) 質問及び回答は、市ホームページに随時掲載する。

8 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

(1) 入札にあたり提出する書類（以下「入札書等」という。）

① 入札書（様式１）

② 受託業務内訳書（様式２）

③ 提案書（様式３～２０）

※ 入札書及び提案書には、入札者の名称等の必要な事項を記載の上、押印して提出のこと。

(2) 入札書等の提出場所

箕面市役所別館６階 総務部契約検査課

(3) 入札書等の提出日時

平成25年10月4日（金）午前10時から正午まで

(4) 入札書等の提出方法

下記の要領で作成し、必ず持参すること。

① 入札書及び受託業務内訳書

入札書及び受託業務内訳書は封筒に密封し、封筒の表に社名及び件名「新駅設置に伴う交通結節点（まちづくり拠点）の整備手法検討業務委託入札書」を朱書して、1部提出する。

② 提案書

ア 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

イ 提案書は、正本・副本とも、提案書様式一覧を表紙としてチェック欄を必ずチェックし、提出様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付した上で、それぞれファイル等に綴じ込み提出すること。

(5) 入札書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。

(6) 開札に立会を希望する場合は申し出すること。

平成25年10月4日（金）午後1時

① 開札立会参加申込書（様式24）に必要事項を記入の上メールで送信すること。

② 申込期限：平成25年10月3日（木）正午まで（必着）

③ 送信先アドレス：machidukuri@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「開札立会申込書（事業者名）」とすること。

9 落札者の決定方法

(1) 入札者に対する評価は、「5 落札者の決定基準」に基づき、提出された入札書等をもとに、入札価格に対する評価の点数及び提案に対する評価の点数の合計（以下「総合評価値」という。）により行う。

(2) 前記の評価の結果、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札の候補者とする。

(3) 落札の候補者に、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。

(4) 前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、当該落札の候補者以外の者から最も有利な入札者について、同様の確認を行い、落札者とするか否かを決定する。

(5) 落札者の発表

落札者の発表については、入札後1ヵ月以内を目途とし、当該落札者に通知を行うとともに、市ホームページ上に掲載する。（契約は平成25年10月18日（金）予定）

(6) 落札価格

落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該金額の消費税等に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加

算した金額とする。

10 申請書等の提出

落札の候補者は、市からの通知に伴い、市の指定する期日までに、以下のとおり申請書等を提出しなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書（様式 23）

(2) 競争入札参加資格の確認に必要な資料

- ① 登記簿謄本（法人）
- ② 印鑑証明書 ※写し不可
- ③ 法人税・所得税・消費税の納税証明書
- ④ 事業税の納税証明書
- ⑤ 市町村民税の納税証明書
- ⑥ 許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合
- ⑦ 技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者
- ⑧ 業者カード・契約実績一覧表
- ⑨ 電算入力票
- ⑩ 委任状 ※支店等が契約先となる者

(3) 箕面市契約規則に規定する「有資格者名簿」に登録されている者は、上記(2)の書類は省略することができる。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。

(5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 提出された申請書等は、返却はしない。

(7) 競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。

(8) 提出期限内に提出しないとき又は前記の指示に従わないときは、当該落札の候補者の決定を取り消すことができる。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。ただし、履行保証保険による保証を付けなければならない。
この場合における保証金額は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上とする。

12 契約書作成の要否

(1) 契約書は市の指定する様式とする。

(2) 契約書の作成に要する経費は落札者の負担とする。

13 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格がない者のした入札

- (2) 入札者の記名押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- (3) 入札金額を改ざん又は訂正した入札
- (4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- (5) 指定の日時まで提出又は到達しなかった入札
- (6) 本入札において入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 本入札において入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- (8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (9) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (10) 予定価格を超過した金額を記載した入札
- (11) 受託業務内訳書又は提案書を提出しない入札
- (12) 入札談合に関する情報があつた場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- (13) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (14) 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- (15) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- (16) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

14 入札説明書の交付

入札説明書（仕様書その他関係資料を含む）の交付は、市ホームページへの掲載をもつて行う。

15 調達手続の延期又は中止等に関する事項

本入札において事故が発生したとき、不正な行為があつたと認めるとき及びその他必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は取消しをすることがある。

16 その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札者の名称及び評価点は、市ホームページ等で公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があつた場合は、契約金額その他の取扱いについて法改正等の制度に基づき、定めるものとする。